

## 第5回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成14年7月29日（月） 午後4時～6時

場所：浜松市役所本館4階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，石田美枝子委員，中野勘次郎委員，長澤弘子委員，鷺巣弘子委員

欠席者：青山行彦委員，佐藤邦子委員，北野佳世子委員，鈴木佳子委員

傍聴者：なし

報道関係：なし

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，小杉，幸田

---

### 会議次第

- 1 開会
- 2 議事  
（仮称）浜松市市民協働推進条例の検討について  
（8月の市民意見募集に向けた調整）
- 3 その他
- 4 閉会

---

### 会議の概要

8月に市民からの意見募集をするにあたって，（仮称）浜松市市民協働推進条例の骨子案の内容について検討した。

---

配布資料 浜松市市民協働推進条例（骨子案4）

---

### 開会

#### 伊藤委員長

ワーキングで議論を行いまして，かなり重要な選択をしなくてはいけない問題が生じました。ワーキングは基本的にはたたき台をつくるのが役割ですので，そこで重要な選択をするわけにはいきません。ま

たメールで決めるのにも、問題が大きすぎるということもございましたので、急なかたちでお願いして集まっていただきました。

今日の議題ですが、既にメール等で、私がつくった骨子案3をお送りしていると思います。実はこれをめぐってワーキングで議論が分かれました。今日は一部変えた骨子案4を出しておりますが、3と4の間には本質的な違いはございません。

最初に今日集まっていたポイントだけを申し上げたいと思いますが、1番大きな問題になっておりますのは、11番にくる市民協働推進基金というものについて扱いをどうするかということです。この問題について市民の意見を求めるにあたって、基金案を全く削ってしまうということは誰も考えておりませんが、この検討会議として、正規の骨子の中にきちんと入れ込んでいくか、あるいは一応案からは外して、1番最後に付記というかたちで参考案といいますか、基金について以下の内容が検討され、検討会議としては以下の理由で正規の条文からは外すことにしたが、しかし意見が分かれているので市民の皆さんの意見を聞きたいというかたちで付けるかということです。ワーキングでも半々に意見が分かれてしまったということがあります。今日は最終的に8月の市民の意見を求める案として、この基金についてどう書くかということが第1点です。もちろん意見公募した後、様々な声が集まってまいりますので、その結果を踏まえてもう1度議論をしたいと思います。

基金について1番懸念されていることは、市民どうしがお互いに助け合っていこうというこの検討会議の意見とはまったく違うかたちで受け取られる可能性があることです。そのような声が圧倒的に多かった場合は、検討会議ではどのように解釈するかという問題も話し合いました。今日は市長に上げる案ではなくて、市民に提出する案の中にこれを正規の項目として挙げるかどうか1番大きな分かれ目になっています。

もう1点は、今日はそれがまとまった後、夏休みの宿題という言い方をしているのですが、前文についてどういうかたちで進めるか決めたいと思います。

骨子案4をご覧ください。変わっている部分は下線が引いてあります。前文については後で説明いたしますので省きたいと思います。目的、定義、基本理念、市民の役割、市民活動団体の役割、事業者の役割、それから市の責務についてはお送りしたものから変わっておりません。少し簡単にポイントだけ説明しておきたいと思います。

目的については基本的には最初からそんなに大きく変わっていませんが、特に議論の中で確認されたのは、対等な立場でということ、それから多様な価値観を認め合うといったところが強調されているところです。定義に関してですが、協働によるまちづくりは指針のままです。市民活動についても基本的には同じになっています。それから市民活動団体はそれを行う、特に継続性を持った団体と規定しています。実はワーキングの中で、「市」という定義が必要でないかという声も挙げられています。鈴木委員から、市とは地方自治体としての浜松市、並びにその行政機構を指すというような定義の提案がありました。私も少し幾つか調べてみまして、ほとんど条例では市という定義はないのですが、石狩市の条例では、ここで言う「市とは」ということについての定義がされています。浜松市の条例でも定義を入れるかどうか、これは多少意見が分かれています。私個人としては、特に教育委員会など、そこまで細かく挙げていく必要はない立場ですので、一般的には地方公共団体としての市というかたちで、なくても良いのではないかと考えていますが、ご意見があればお願いします。

基本理念に関してですが、「協力」という言葉を補わせていただきました。相互に支援というだけでと助け合っていくという感じになってきますが、協力して何かつくっていくということで、協働の本来の意味をやはり補った方が良いということです。

それから市民の役割に関して言えば、市民に対してですので、あまり何々せよというかたちではなくて、お願いという要素が強くなっています。それから事業者も市民と同じように、強制できる立場のものではございませんので、やはりお願いの口調になっています。この3つに対して、市は条例に基づいて幾つかの施策を行っていく必要がありますから、役割というよりは責務ということで少し強い口調になっています。

市の責務に関してはまずは、協働によるまちづくりを推進するための環境の整備に努める、ということで実際に窓口整備、推進委員会などの整備の問題、あるいは市として環境づくりに取り組むということを全体的にうたい上げています。次に、特に今回重要な問題として、市民との協働のために必要な情報を積極的に公開し、広く市民の意見を求めると共に、市民からの協働に関する働きかけに対し、適切に対処するように努めるものとする、とあります。市民の方も協働に関して一定のプランを持って、こうしようじゃないかという働きかけをしてくる、こういったものに対してきちんと対処するということをうた

い上げています。3番目に、職員の意識改革がタウンミーティングでも強く述べられたこともありまして、ここにうたわれております。これらが市の責務として3つ挙げられている問題です。

次に、基本施策に入っていきます。ここからが本番で、抽象的な理念だけでなく、具体的な変化を起こしていく項目ですが、一応市は、市民協働を進めるため、市民、市民活動団体、事業者の協力を得て、次に掲げる施策に取り組むものとするというかたちで挙げています。第1が、市政への市民参画の促進に関する事、それから2番目が、市民、市民活動団体、事業者及び市における相互支援の仕組づくりに関する事、ここは市民だけの相互支援というと分かりにくいということもあって、特に事業者の協力も重要になってくるのではないだろうか、あるいは市民活動団体と市の相互支援も当然起こってくるかもしれないので、少し言葉を補っています。それから3番目が、市組織内における推進体制に関する事です。

この1、2、3は以降の具体的な重点施策と推進委員会に対応しているものです。相互支援の仕組に関しては、懸案の11番ですが、直接基金について触れる言い方はしていません。また、基金の11番には相互支援といったことが全然書かれておらず、本当に行政的な手続きとして地方自治法に沿って基金をつくるためのことしか書かれていません。むしろこの基金の理念をどこかに言うておかないとまずいのではないかということもあって、基本施策に相互支援の仕組づくりという言葉が入っていますが、ややかけ離れているという指摘もあつたりします。それから3番目の、市組織内における推進体制というのは1番最後の協働推進委員会です。一応、市長の諮問機関として市民協働の推進について様々な提言をしていく機関です。市民参画のための窓口整備の問題も起こってきますので、若干絡んできます。

一応この1、2、3が対応しているわけですが、全て1対1の対応ではなくて、一応具体的な施策を導くためのものです。その他に4としては、条例には入っていませんが、指針で基本施策に入っているものを入れてあります。それから5番目は、付け足しで、基本施策を位置付けるための必要な施策というかたちで、その他発生するであろう問題が挙がっています。以上が基本施策です。

9番目に、市政への市民参画の促進です。この検討会議及びワーキングで最も強く議論され、必要とされたものです。指針でもうたわれていますように、構想の段階から、それから実際に施策の実施部分において、市民参画の機会の充実を図っていくことです。窓口機能につ

いては、まちづくりセンターのあり方に発展していくものではないかと理解しております。

10番目は、特に市が行う業務への参入機会というかたちで、市民協働の推進にあたり、市が行う業務のうち、市民活動団体の特性を活用することができる業務について、参入の機会を提供するように努めるものとするということです。これは事業委託の問題になってまいりますが、基本的には、あくまで市政への参加の具体的な保障としてこういった問題をあげています。これについても当初の案では、例えば団体の事前登録、提出書類の公開の問題について、もう1度細かく書いた方がよいのではないかとということもあります。

次に懸案の、協働推進基金の問題です。これについては1～7までのうち、特に1～5までは基金をつくるにあたっての必要要件、つまり地方自治法の中に定められている要素として書かれたものです。これだけを読むと市民の寄付を推進するものとはとても思えなくて、この基金自体は例えば一般会計をそこに拠出しても構わないような内容になっています。いずれにしても、地方自治法に基づいて基金を設置して、そしてその基金に入ったお金は一般会計に計上するかたちで再びその基金に出されていくような少し複雑な手続きを通して、市民から基金に対して寄付されたものが、公共団体への寄付というかたちになり、税制上の優遇が受けられるようになっていく仕組みが書かれています。そして6、7においては、市長が市民活動団体に対して助成することができるというかたちで書かれています。いずれにしましても、1～7については基金に関する一般的な記述になっています。

一応基金については検討会議では意見が分かれていますので、市民に対してもそのように書いていく必要があると思います。パブリックコメントに向けてここは入れておくことを前提に書いた文章になっていますので、このような表記になっています。意見が分かれているポイントは何かというと、大きく4つぐらいです。

第1は、市民活動というものを行政が支援するのではなく、市民による相互支援というものが本当に十分に、例えば初めて接した市民の方が理解をするのかどうか、これに対して非常に危惧を感じるということです。基金というと、新しい助成金という認識がまだまだ少ないのではないかとということです。

第2に、今回モデルにしています杉並方式、即ち市が基金を設置することで、それに対する寄付への税制優遇を可能とする方法ですが、この方法についての情報不足があります。杉並では、実施し始めてま

だ1ヶ月ということもあって、これがどのような結果を生んでいくの  
か見えていません。

それから3番目に、市民協働における必要性の問題を考えた時に、  
この検討会議では9番の市政への参画機会の問題が、まず優先順位と  
して最も強いということは大体一致しています。従って、基金の必要  
性は認めるけれども、今回あえて入れる必要があるのかどうか。1~  
2年経って、次のステップとして基金づくりという考え方を取っても  
良いのではないだろうかという意見も結構強いわけです。基金という  
言葉が入ってくると、先日の新聞もそうですが、基金に目が全部いっ  
てしまって、逆にこの検討会議ですごく主張したかった参画機会のよ  
うなものがむしろ飛んでしまう恐れが強いのではないかという声も強  
く出ています。

以上1, 2, 3が危惧する声としてあり、4番目はそれでも一応基  
金は意義があるから入れていこうという場合には、しかしこの11番  
の書き方で本当に良いのだろうかということです。例えば鈴木委員の  
方からは、案として(1)のところ相互支援を推進していくために  
といった文言を入れていくことを提案しています。基本施策のところ  
にチラッと入れていますが、この11番にもそれを確認のために入れ  
た方が良いのではないかということです。この辺については私も入れ  
た方が良いのではないかなという気もしています。それから条例の本  
文とは関係ないですが、基金をすぐに実施をしていくのか、あるいは  
実際に条例ができてから1年間位の期間をおいて、その間かなり理解  
を求めるような活動をした上で実施した方が良いのか、とりあえず基  
金だけつくっておいて、実際の具体的な実施については時期を伸ばし  
ても良いのではないかというような意見もないわけではありません。

11番の問題につきまして、以上のようにかなりの声が挙がってお  
ります。基本的な考え方そのものに対しても違和感を持つ声もありま  
すし、あるいは基本的な考え方その精神については賛同を示しても、  
今この時期にこの条例の中に入れる必要が本当にあるのかどうかとい  
うような声等々が少なからずあるということで、今日この問題につい  
ては皆さんのご意見を聞くと同時に、検討会議として市長に出す前に、  
市民の前に公表していく案として、これをどのように扱うかというこ  
とを決めていきたいと思っています。

最後に推進委員会です。推進委員会については、地方自治法に基づ  
く市長の諮問機関として委員会を設置するというかたちです。また条  
例の中にもその権限の内容が書かれています。一応第1の権限という

のは、市長等の執行機関の諮問に応じて審議し答申する、それから2番目に、それに加えて必要に応じて調査、審議していくことです。自発的に検討委員会の方でも、委員の中からこういった問題があるので、自分たちで自発的にやっっていこうかということも可能なようにしています。3番目に、これは基金が入った場合の項目で、なくなった場合には消えてしまいますが、基金が入った場合には、その市民活動への助成に関しての審査にあたることです。それからその他は、社会状況の変化に対して、条例の適応について意見を述べていくというようなことが入ってきます。

次に、委員の構成については一応10名以下のものというかたちです。これについても1つ意見がありまして、基金を入れた場合には、弁護士や、会計士といった専門職の人の参加も必要になるのではないだろうか。入れる場合にはこういったことも考慮する必要があるのではないかという声があります。あとは任期の問題等です。最後の委任は付けたいです。このような内容になっております。まずご意見、ご質問などありましたらお願いしたいと思います。

#### 中野委員

根本の基金の設置の扱いについては後ほどにまわしまして、最終的に協働推進委員会が設置された後、その委員が任期が2年ということになっておりますが、これが適当であるかどうかということについて、実は書類をいただいた時から疑問に思っておりました。この市民協働推進条例の委員については、特に基金関係が関わってきたり、新しい動きであるということから、あまり長期に渡って全ての委員が再任を受けるということは必ずしも望ましくないのではないかと、いろいろな角度から人選を替えてやっっていくということも必要ではないかということを考えますと、例えば、1年間で、半数は交代するといったことを明記したらどうであろうかということを少しご検討いただければと思います。

#### 伊藤委員長

推進委員会に関しては、あまりきちんとした議論ができていないということもあるのですが、今、中野委員がおっしゃったことは、私ももっともだと思っていますし、実際に他のところの検討会議でこのような議論になった時には、私なども、再任があっても2期までで、3期以上は認めないという位の制限は設けた方が良いのではないかと思います。それからあとは継続性の問題で、半分位ずつ参議院ではあり

ませんが、メンバーがチェンジしていくようなやり方もあると思います。この辺は運用次第でできるとは思いますが、例えば任期等について、再任は仮に認めるとしても何期までという最大限の限定はやはり必要になってくると思いますので、この辺はご意見がもしありましたらお願いします。

山中副委員長

やはり基金があるかないかで随分違ってくると思います。

伊藤委員長

どうでしょうか。特に基金ができて、助成金がそこから出るようになってくると、委員をやっている方はもらえる資格がないので、もらいたいと思っている団体はまず委員にならないという、非常に具体的なことも起こってくるのです。これにつきましては、中野委員のご提案等を一応考慮しつつ、基金ができるかできないかによっても任期の問題は多少変わってくるかもしれません。いずれにしましても、1人の人間が延々と委員になるのはまずいですから、どこかで歯止めを設ける書き方は最終的に必要になってくると思います。

鷲巣委員

再任の任期というのは何かに規定されているのではないのでしょうか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

附属機関の委員の見直しを今年の3月に行っておりまして、いままでにお分けした資料の中に、附属機関の設置及び運営の改善についての基本方針というものがございます。委員の任期については、附属機関として審議をしていただく事柄の理解も必要になってきますので、2年又は3年になっております。また、任期につきましては、長期委嘱の禁止ということで、連続3任期までとなっております。同じ委員が長期にならないようにということもありますし、他の委員をいろいろ兼ねる場合も、5つまでということ、上限がございます。

伊藤委員長

基本的には、何もなければそれが適応されるわけですが、今回特に基金が入ってくる場合にはもう少し厳密に、例えば1年と定めるとしても構わないわけですね。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

1年の任期のところは、一応2年ということにしたのです。



#### 伊藤委員長

一応そちらでは3任期になっていますが、以内ですからこちらの方は2任期にしても良いわけですね。特に基金が入ってくる場合には、この人選も含めて結構責任も重くなってくると思います。そういうことで、今決まってきた内規よりは、厳しめの方向でいくということを確認しておき、基金がもう1度固まり次第確認したいと思います。

あと、基金に入る前に9番、10番の施策などについてどうでしょうか。あるいは中野委員の方に少し聞いておきたいのですが、事業者の役割というところがあるのですが、あまり差し支えのあるような文章ではないと思いますが、いかがでしょうか。

#### 中野委員

異存はございません。

#### 伊藤委員長

次に、8番の基本施策以降のところになってきますが、基金に入る前に、この辺の内容でご意見等々がもしございましたらお願いしたいと思います。特に基本施策でも2のところは、基金に絡んでくるころですので、もう1度議論する必要はあると思いますが、直接11番にかかってこないところに関して、ご意見がございましたらお願いします。

#### 長澤委員

この間、家へ帰ってからよく考えてみて、どうかなと思ったのは9と10の、提供という言葉なのですが、これは他に書き方はないのでしょうか。何か提供というと、していただくというような感覚があると思いますがいかがでしょうか。

#### 伊藤委員長

特に9番は、提供という言葉を使う必要は全くないですね。ここは参画機会で止めるか、あるいは参画機会の確保ぐらいにした方が良いいのかなという感じはします。確かに業務への参入機会に関しては、行政の方が業務委託のかたちを取りますので、そういう機会をつくるかつくらないかというかたちになってきますから、提供という言葉を変えたとしても、あまりニュアンスが変わらないのではないかと思います。ただ9番の方に関して言うと、これは行政の方が好意で出すものでは決してなく、市民の権利として明確にあるものだと思いますから、提供という言葉は誤解を受けやすいという指摘はその

通りではないかなと思います。どうでしょうか。それでは一応，9番のタイトルの提供というのは，確保なりあるいは全部なしにしてもよろしいでしょうか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

9番の方は提供を改めて確保か参画機会で止めるということですが，10番の方は提供という言葉でも良いということでしょうか。

伊藤委員長

10番の方については，タイトルを変えるのは簡単ですが，文章で参入の機会を確保になってしまうと，必ずしなくてはいけないというニュアンスになってしまって，少しまた別の話になってくると思います。

長澤委員

多分，9と10が並んでいて，両方とも提供と書いてあるので余計に気になったと思うのです。

伊藤委員長

9番を変えればかなり変わりますよね。

長澤委員

特に9番の方は，私が書いたものも最初は提供だったと思うのですが，中身が具体的に書いてあったので，あまり題目は気にならなかったような気がするのです。やはり中身が抽象的というほどでもないですが，そのようになると余計に今度は題目の方が気になったのかなと思います。参入機会の方は受託，委託という話になってくるのでしょうかないのかなとは思いますが，何かいい言葉があれば考えたいと思います。

伊藤委員長

10番についても実は，いわゆる事業委託ではない仕組みというものを今後検討していかないはずではないかなという気はするのです。私が最初の方に提案した，神奈川方式のような，負担金などの幾つかの仕組みというものも始まったりしています。従って，ここでは参入の機会の提供という言葉は必ずしも業務委託だけではなくて，もっと広い様々な形態があり得るのだという前提で解釈できるのではないかと考えています。最終的にこれができた後，横須賀市のように解釈のようなものをつくりたいと思いますが，今後の検討課題として，受

託のあり方だけでなく、市が行う業務を市民活動団体がそれを実施していく時の契約の結び方のあり方についてもコメントできるのではないかと思います。

9番に関しては、長澤さんが出された最初の案を読みましても、提供という言葉は使っていますが、中身は提供ではなくて、むしろ市民の権利としてこういうことは提案できるというようなかたちが出されていますので、中間を取って、確保というようなかたちにしたいと思います。それでは懸案の、基金の問題に入っていきたいと思います。

#### 石田委員

私はこの間メールでも書いたのですが、市民のご意見をいただく時に、入れておくという方に賛成をしたつもりです。その条件としてはやはり、ただ助成をしてもらえるということではなくて、お互いに市民が寄付をしあうということ、何らかのかたちで入れるべきだと思います。上手にそこら辺を入れられたら、そういうかたちで皆さんの反応を見たいということがあります。素直に皆さんがどのように受け止められるのかを見てみたいということがありますので、パブリックコメントを求める際には、入れていただければ良いかなと思っています。

#### 伊藤委員長

ありがとうございます。鷺巣さんはどうでしょうか。

#### 鷺巣委員

私は基金に賛成です。と言いますのは、窓口や機会は、これが1番プライオリティがあるとおっしゃられましたが、既に情報公開はできているわけです。それが隅々まで行き渡っているかどうかを考えてやっていたら全てそうですから、そういうことだけ取り上げるのはおかしいと思います。そして精神論のような、平等や、機会均等や、情報公開、そういうことばかりでは協働は現実には成り立ちません。何か動くのには資金というものが絶対に必要なのです。だからここで基金は必要だと思います。寄付のことを、何か上手いかたちで書けないかなと思います。市と市民がお互いに協働するための何かというのをここに入れたらいかがでしょうか。そしてこれは皆で使うためですが、皆で持ち寄るのだよということを最初に入れたら良いのではないかと思います。

寄付の動きはいろいろな団体でおきております。あまり固有名詞は

使いたくないのですが、ある大学でも留学生にもう少し何かしてあげようということで、ある人たちを招いて基金を立ち上げたいというのがありました。ですからまだこれは市民に認知されていないとか、時期尚早だとは私は思いません。そしてまた早いからいけないというものではないと思いますし、もう1つ、この間のタウンミーティングでも基金があることとして説明しておりました。ですからこの時と今回とパターンが違うというのも少しいかがなものかと思えます。

#### 長澤委員

多分最初から言っていると思いますが、杉並方式や、指定寄付など、そういうあったら良いなという基金に関して議論をまだしていないと思っておりますので、議論をもっとしなくてはいけないと思います。基金があることによって、協働が見えなくなり、まず自分が何をするかということから少し遠くなってしまうと思います。やはりまず参画できる状況が確保されていた方が、協働が推進できるのではないかと思いますし、どちらにしてももう少し議論をしたいです。

#### 山中副委員長

意見は変わりません。とにかく私自身がどうしてこういうことが言えるかといったら、お金がいらないところもあるということです。お金を入れてしまったら、後から取るということはきつくないと思うのです。お金はそれだけインパクトが強いから、そういうことで私は悪いとは言っていないのですが、飛びつくというところがどうしてもありますので、一応市民活動家としては、お金は第2弾に考えていきたいと思えます。

#### 中野委員

まず、この条項の前提として、先ほど1文を入れるというご提案が鷲巣さんからありましたが、私も同様の考え方をしております。この条例を制定していく前提についても、併せて明記する必要があると思います。21世紀という新しい世紀を境にして、右肩上がりに歳入が増えていて、全ての行政サービスが人的にも資金的にも潤沢に行われていた時代から、これからは必要なことを市民の協力のもとに迅速にやっていく時代が変わってきているという前提があります。しかも歳入そのものについては、右肩下がりということを前提にして考えていく必要があることを浜松市民としてどう対処していくか、これは待ったなしのことで、必要なことはどんどんしていかないと、私は事業者

という立場で参加をさせていただいておりますが、事業はやはり迅速に対応しなければやる意味はございません。

それから、こうした新しい動きをしていく時、それから様々なシチュエーションを想定し、また条例の制定ということについて考える時に、頻繁に条文を改正することは不可能だと思っておりますし、また広い範囲での解釈がこの基金というものをに入れておくことによって可能になると思います。ですから、基金あるいは活動資金を必要とされない市民活動はもちろんその中に包括されるという解釈が私は正しいと考えておりますので、この条項については明記をする方向で進めていただきたいと思います。

#### 伊藤委員長

ありがとうございます。今日休まれている方の意見、それからワーキングの方に参加されている方の意見を多少補足で述べたいと思います。

まず青山委員は、入れない方が良いという意見です。市に既に幾つかの基金があるわけですが、基金自体はつくろうと思えば基金の設置条例をつくれればできるのではないかと、従って今回まだ議論がきちんとできていない段階で入れるよりは、とりあえず入れずにつくっておいて、その後必要になった場合に、設置条例というかたちでつくれば良いのではないだろうかということを出された意見です。

次に北野委員です。北野委員からはコメントが寄せられています。基本的にはそのままコメントを付して入れた方が良いということです。特にどのように周知されるか分かりませんが、市民協働に、市民による相互支援の基金という1つの仕組みがあるということを引ききちんと理解してもらえるように努力をしてほしいということが出されております。

それから佐藤委員の方からは、最終的にはやはり議論不足というかたちで外した方が良いというご意見です。特に杉並方式のことについて佐藤委員は結構ホームページ等で調べられて、非常に厳しい審査基準になっているということです。これだけ厳しい審査基準をつくるに至った背景というのは、なかなかこういった制度が日本の社会において、上手く運用できるような状況ができていないのではないかと、これを裏付けているのではないかと、これを少し述べられていました。

それから鈴木委員の方は、一応そのままコメントを付して入れた方が良い、ワーキングでは唯一残すべきであるという意見を述べられて

いました。理由として、基金案は確かに市からの提案であるが、検討委員会、ワーキングが取り上げ、既に相当時間を掛けて議論をしている。検討中の骨子草案の重要な項目であり、タウンミーティングで説明した項目をパブリックコメントの前段階で、検討委員会の賛否で省くか否かを決めることは、広く市民の意見や考えを求める目的で進めている市民参加による検討委員会の存在を自ら否定する行為だと考える。したがって、入れるかどうかを決める必要があるのならばパブリックコメント後にしたい。基金の設置は近い将来、協働理念を市民の中に根付かせ、行政と真に対等なパートナーシップを確立でき、自立した市民社会の基盤要素として不可欠なものになると考えます。という意見です。今休まれているかたは2人が賛成で、2人が反対です。皆さんの意見を出していただきますと、この場では3人が賛成で2人が反対です。一応私自身はすごく迷ってしまっていて、わりと中立的なかたちを取っていますが、問題点も挙げようと思えばここに書いてある以外にもいっぱい挙げることはできます。と言って他方で、鷲巣委員もおっしゃいましたが、基金がないと確かに今回の条例の中でコアになるようなものが少し弱いなということと、それから鶏が先か卵が先かなのですが、案ずるよりも産むが安し、のような気持ちもあって、入れた方が良いのではないかという気持ちもあり、迷っています。

仮に私が中立といきますと、今全体でいくと5対4という、本当に紙一重の差になっているのですが、多数決で行く前に、もう少し話し合っておいた方が良いのではないかと思います。あるいは最終的には鈴木委員も書いていますが、この場で決めるのではなく、9月にもう1度検討会議として市長に提案する時に、入れるか入れないかということ再度決したいと思っています。従って、とりあえず検討会議として、検討会議のメンバーだけではなく、広く市民の声を聞いていく時に、これをある程度積極的に評価し、条例案の中にきちんと入れていく方が良いのか、あるいは意義は十分認めるにしても、やや疑問点が多いので、扱いを少し付帯提案的なかたちにした方が良いのかという、検討会議自体の1つのニュアンスの表し方だと考えたいと思っていますので、そういう意味で追加のご意見をお願いしたいと思っています。

#### 中野委員

事業者の立場で、例えば資料をいただき、説明を受けた場合に、この基金というような項目が入っておりませんと、どういったかたちで一体協働に参画をしていくのかということについて当惑します。ああ、

そういうことが決まったのですね、良いことですねということは感覚で分かるのです。多くの場合の割合で言いますと、多分高収益を上げている企業と、赤字に近い会社というのが現状ですので、現業を経営するのに精一杯の事業者というのは大変多くなっています。そういう面で、納税についても大変苦しみながらその使命を果たしているというようなことがあります。そういう中で、やはり事業者は比較的早いタイミングで、必要なこと、必要でないこと、あるいは義務、それから自分の範囲外のことを判断していくということがありまして、どういうことか分からないことについては言葉を選びませんと、書類として重なっていってしまうというような状況があります。例えば収益を上げている企業の社長さんがいらっしゃるとしますと、現在の様々なかたちの税金の用途については、半分以上疑問を感じ、正しい使い方をされていないのではないかという評価を多くしています。ですから、この条例に基金が入ることによって、自分たちが利益の中から収める税金が、ある程度、範囲や目的を定め、成果を上げる市民団体の活動資金として使用されるということであれば、よろこんで寄附をするということを考えるのではないかなと思うわけです。ですから先ほど申し上げたこととここでつながるわけですが、歳入が潤沢ではない時代に、どこの方が、資金を提供するかというと、やはりある一定レベルより上の収入を上げている個人、あるいは事業者が中心になるわけですし、現状、浜松市も無駄な歳出の削除ということについてはかなり努力をされていらっしゃっていて、今のところ財政の内容が悪くなっていないように思っているわけですが、今後やはりますます市としても厳しくなりますし、しっかりそういうことを想定し、質の高い行政サービスを行っていく必要があります。そういったことを考えますと、出してくれる方の相手を想定して理解しやすく、資金を提供しやすいかたちを取ることが、やはり私は急務だと思います。こういうことさえしてくれたら良いのですというように結論を先に言えるわけです。ですから、これが背景の説明と同時に記載されることによって、明確になりますし、また今後選ばれる委員さんはかなり厳密な基準によって選定されるはずですから、委員さんがその話し合いの場で適正かどうかを議論して決めていただくような方式で、お金をどんどん出していただいて、良いサービスを浜松市はしているという実績をつくっていくということが1番大切ではないかと考えております。

#### 鷲巣委員

今のお話につながると思うのですが、ある企業の報告書を見たこと

があります。やはり今彼らが求めるのは、先ほどおっしゃいましたように、上がった利益をどこにどうやって分配するかなのです。もちろん社員に還元するのは当たり前なのですが、それだけでは会社として成り立たない時代が来ているような気がします。そしてまず挙げられるのが協働なのです。地域との協働、NPOとの協働というのをちゃんと大きな項目として掲げております。中野委員がおっしゃったように、そこにしたいなという企業がたくさんかどうか分かりませんが、最初は1つでも良いから、そこから生まれれば良いと思います。

メセナという運動が80年代位から起こりましたよね。あれをやった方を私はよく知っているのですが、あそこはずっと継続されているのは、多分あそこの社長の意思だと思うのです。それから事業がずっと調子に乗って、先を見えていますので、いまだにずっとやっているみたいですね。浜松や、この辺りは最初にそういうものには飛びつかないような風土ではないかと思います。それを見ながらやがてはうちもやりたいなということで、何となく危機を乗り越っている企業が、もう自分たちもその時代が来ているという認識が生まれてきているように感じております。

#### 伊藤委員長

どうでしょうか。それでは僕の方からプラスとマイナスの意見を両方言います。まずプラスの方を先に述べたいと思いますが、市にも幾つかの基金があります。その多くは不透明です。今回の基金は少なくとも条例で市民参加がうたわれ、しかも市民が主体となっている審査機構を持ちます。そういう意味では多分、今までの基金の中では最も透明な基金になっていくであろうということが言えると思います。それに関連するかたちでマイナスの問題を少し挙げたいと思いますが、逆に言うと今ある基金の中で不要なものをもっと廃止できないのか、例えば条例でつくったりすると、不要になってもずっと残したままになって、それが溜まっているケースがいっぱいあります。従いましてこの基金も含めて、不要になった場合には廃止することができるような仕組みを、もう少し市の方も考えてもらわないと、問題もあることは事実なのです。これは一応基金の透明性と廃止の問題です。

2番目のプラスの方でいきますと、一応市民、それから事業者の参加が可能な要素があります。今までの市がつくっている基金の中には、もちろん寄付のための基金もありますが、多くは市の一般財源を、毎年の政策ではなくて、安定的に出していくためにつくった基金があります。そして一応、今回の場合は非常に多様な範囲に対して、しかも



寄付した人間の意図が反映できるという特徴を持っているところに大きなプラスがあると思います。それに対応する方の問題点を言うと、その寄付者の意図の尊重という部分と、公正さというものをいかに両立させていくかという問題は当然起こってまいります。当然、この審査の問題もかなり厳しい問題があり、杉並でもそこが非常に苦慮されているということがあつたりします。

マイナスの方の問題で僕が1番気にしているのは、このような杉並方式の仕組みというのは過渡期だということです。今、NPO界全体でいきますと、むしろ税法の根本的改正を求めています。そういう状況の中で、例えば特定公益増進法人や、あるいは地方公共団体が、バイパスするかたちで寄付をつくるというのは苦肉の策であって、決して正統な方法ではないと思います。従ってこれから先何年かかるかわかりませんが、様々な団体が今の日本の寄付制度に対して、もっと根本的な改正を求めていく中で、こういう苦肉の策のやり方自体がどんどん増えていくことは決して望ましいことではないということもあるわけです。

そういった意味で、あくまでこの基金というのは過渡期であって、必要がなくなった時にはすぐに廃止できるようなことは条例に書く必要はないと思いますが、きちんと認識し合っていく必要があるのではないかというようなことを強調していきたいと思っています。

あとはこの検討委員会で議論したか、しなかったかというのは、やや主観によるところもありますが、実際に、この実施に向けてもう少し細かいところの議論を詰めていく必要があるわけです。例えば寄付をどのように出すことができるのか、それからどのようなかたちで寄付をもらいたい側の申請を受け付けながら調整をしていくのか、それからそれ以前にもっと市民にこの寄付の意義を理解してもらうことをやらなくてはいけないだろうなと思っています。

そういうわけで、私は賛否中間に今いるわけですが、もう少しその辺を踏まえて、最後にもう一巡ご意見を言っていただいて、とりあえず8月の意見公募に向けての扱いについて、検討会議でこうしようということを決めたいと思っています。賛成派ばかり出ていますから、今度は疑問派の方も少し挙げてください。

#### 山中副委員長

私は悪いと言っているわけではないのですが、ワーキングでも今回の検討会議でも、基金のことだけで、1番最初の目玉のことは一言もしゃべっていませんよね。それが私は少し矛盾していると思います。

基金，基金で，それでは窓口機能というのは？私たちは基金よりもそれが1番欲しいのです。基金も欲しいですけど，ちゃんと平等で対等な立場で市民参画もしたいし，そういうことを言っているのにも関わらず今，方向性が全然違っていて少しこの委員の中でも危ないなと思っているのです。良い方向には行っているのですが，あまりにも偏りすぎていて，この条例の根本は何だったということを忘れているからです。青山委員もおっしゃっていましたが，これは1つのツールであって，私たちだけで議論してもこれだけになっていますよね。一般市民はもっとすごくなってしまおうと思うのです。少しそこのところが，あまりにも舞い上がっていきすぎるのではないかと思います。駄目ということは決してないのですが，今は少し早いのではないかという意見はすごくあります。

やはり1番最初に言った目玉のことがあまりにも薄れてくるような気がして，そのことだけがどうしても頭から離れなくて，基金のことよりもという気持ちです。

#### 長澤委員

私も今ここで皆さんのご意見を聞いていて，やばいぞというふうにやはり思いました。指定寄付で基金ができて，お金が皆から寄付が集まって，相互支援，本当に支え合っていたら良いという，あったら良いなは良いのですが，なくては困るというものをどうしても強く出したいと思っております。参加と協働と支援の区別をもう1回ちゃんと考えなくてはいけないと思って，なぜ窓口をここで出さなくてはいけないかと戻って考えてみると，協働する大前提は参加であるわけですよね。参加の確保がなければ協働はあり得ない，やはり先にお金があっても，そこに参加が確保されていなくては協働にはなり得ないし，大変失礼な言い方ですが，安上がりのサービスの行政になってもいけないと思います。もちろん自立は大事です。その前にどうしても，まず市民として参加を確保しなければ，市民活動にもならないということもあるのではないかと思うのです。この協働の意義ということまで戻ってしまって，私はこの基金の議論になかなか入れないのですが，市民条例ならこれが入っていて良いのです。これは協働条例なので，やはり協働するのに1番大事なものは何かというのを最初によく議論したと思うのですが，やはりそれは情報公開の上に立った対等な参画や参加という，その権利が確保されなければできない，まず第一歩はそこだという議論を最初の頃はよくしたと思うのです。ですから初めの一步で良いからそれをやろうねと，多分山中さんもそういうことを

おっしゃったと思うのですが、そこがどうしても本当に見えにくくなってしまって心配だと思います。前がぼけてしまうというのは否めないと思います。それではどういうふうな扱いにしたら良いかというところが難しいのですが。

#### 鷺巣委員

参画や窓口というのは、きちんと前で言っているじゃないですか。最初にそれを言って、最後に基金が出ているわけです。それでもぼけてしまうのですか。参画は言っていないわけではなくて、特に検討会議では1番それに時間を取ったと思います。基金はこの間出てきたばかりで、それが反対されていると聞いて、「私たちが知らないところで」という感じをかえって持ちましたよ。検討されていないとおっしゃるけれど、ずっとされてきたのは窓口や参画機会だったように私は記憶しております。それがここに入っていないわけではないでしょう。そして基金がここに出てくるとなぜぼけてしまうのか、よく分かりません。そしてその基金のお金はいらないとおっしゃいましたが、基金はただただだけではないのです。差し上げるということも考えないと、相互というのはそういうことです。寄付したいというかたちで参画ができるわけです。その方たちにとっての窓口も必要です。私は手伝えないけれど、お金だったら少しあるからあげるよという方もいらっしゃるのです。

#### 山中副委員長

鷺巣さんがおっしゃったのと反対です。窓口がぼける、本当の方が基金が入るためにぼけると言っているのです。お金というのはそういうことです。鷺巣さんはこういう世界にいらっしゃいますのでお分かりになると思いますが、私はまだそれが早いのではないかと考えているのです。すごく失礼な言い方ですが、一部の人は受けると思います。だから危険だと言っています。

#### 伊藤委員長

その問題に関して2つ考えられます。新聞記事は確かにこの議論を聞いて、基金がメインというふうに書いて、他のことがぼけたということを確認したと思います。ただ、タウンミーティングでは基金についての質問はほとんど出ずに、やはり参加の問題の方に近いところでの発言だったというように、人によってやはり印象度によって随分差が出ますので、一概にぼけるかどうかということはいえません。たま

たまタイミングよくああいう新聞が出てしまったので、やばいなという感じを持ったことは事実です。

それはさて置いて、私は長澤さんの意見に対して、少し違う意見を持つのですが、基本的に対等な参加をしていく時に、最終的に資金的な裏付けがなかった場合、いつも行政に補われているのが現実だったのではないかと思っていますのです。今まで過去の、例えば社会福祉法人や、様々な仕組は、別に行政が熱くなったというよりは、やはり市民からの熱意で生まれた団体というのはいっぱいあったわけですが、しかし最終的に市民社会の中で、支える仕組が何もありませんでした。行政の方が補助金を出していく中で、社会福祉法人の95%が今では措置費で運営されるようになってしまったという現状があるわけです。これを何とか避けるためには、参加の機会と同時に、自らの財政的な基盤を確保できるような仕組がなくはまずいのではないだろうかと思えます。事実的にそういう基盤がなければ、絶対に行政との協働は負けるということを僕は感じているのです。そういう意味で、個人的には両方あって良いのではないかと思っていますので、最初に出した案では、杉並方式と神奈川方式を一体化したような案にしたのです。その時の気持ちとしては、片方で参加をきちんと確保していくための窓口なり、一定の仕組をつくらなくてはならない、しかし他方で、そういう窓口に対して提案を持っている市民をバックで支える市民社会の仕組がないとまずいのではないかという気はしてはいて、どちらも必要条件ではないかと思っています。

ただ、正直言って基金をつくるにあたって、窓口の方もそうですが、この条例ではものすごく言い足りないです。例えば窓口に関して言うと、かなり具体的にこれから先の手続きに関しての議論を積み重ねていく必要があると思えます。しかし、条例でこう書いてあれば、これから先市民活動団体は行政に対して、条例にこう書いてあるではないかと、早くこの提案に対して適切に対処しろと言えるわけです。条例に書いていることを根拠に、市民活動団体はこれから先、行政を攻めることができるようになってくるでしょう。そこでルールができていくのではないかと思えます。基金に関しても、入れるとしたらやはり市民協働や、相互支援といったことをきちんと入れておかないと、寄付が集まらなくて、しょうがないから一般財政で何とかかたちだけつくるかということができてしまうのです。そうになってしまうと元も子もないなという気もしてしまいますので、基金の運用に関して推進委員会がかなりきつく管理し、チェックできるような仕組をつくらな

いといけないと思っています。

そういう意味で、この条例はきっかけをつくっているだけであって、具体的な展開には至っていないのだということも少しここで確認しておいた方が良くはないかという気はしています。

#### 山中副委員長

あったら良いなと本当に思っているのですが、現実はどうなのでしょう。この中はやはり異空間ですね。私はうちに帰るとスタッフは条例って何という感じなのです。市民活動家というのはそういうものですから、先ほどおっしゃったように先につくってしまった方が良くという気持ちもあるのです。

しかしお金のことはもう少し市民にも分かってもらうことをしないと、委員としてこちらに来させていただいた私としては、少し責任持てないということが、やはり反対の理由の1つだと思うのです。全体的には私はとても良いなという気持ちもあるのですが、どうしてもそんな感じなのです。

#### 長澤委員

私がパブリックコメントに出て、これはどういうやつなのと言われた時に、これは指定寄付で、多分そういう仕組みだと思うよという位しか今の段階では答えられません。ですからもしこれを入れるのであれば、もう少し勉強をさせてください。それはお願いしたいと思います。私の勉強不足がいけないのかもしれませんが、ただ杉並方式といたりとか、指定寄付といたりというのは漠然としていて、私自身分からないのでもう少し勉強させてください。

#### 伊藤委員長

ご意見があまり変わらないということを前提にしますと、最終的には多数決でとりあえず残しておくことになると思います。しかし、幾つかの条件を付けておきたいと思います。第1は、もし入れるとしても、これはあくまでも最終的に決まるのは9月であって、もう1回市民の声も聞いて、再度検討するということです。

それからもう1つ提案したいのですが、今長澤委員がおっしゃったように、勉強会を少しやった方が良くと思っています。委員会というかたちではなくて、有志で誰かこの辺に詳しい方をお呼びして、8月のうちに1回、少なくともこの検討会議のメンバープラス関心を持った市民にも聞いてもらうかたちで行えばよいと思います。

勉強会を踏まえて、9月の段階にもう1度皆様のご意見を集めて、検討会議の意見は決めさせていただきたいと思っていますので、とりあえずパブリックコメントに載せる方に関しては、原案通りと言いますか、一応11番の項目として残しておきたいと思います。2番目に、最終的には少し法制の人とも相談しなくてはいいませんが、(1)のところに鈴木委員が出されたように、市民、事業者等々の相互支援というようなことを、きちんと入れておくことです。それから3番目に、これは少しパブリックコメントを出す際には間に合いませんけれども、前文で、市民協働とは何かということをやるときに、やはり優先順位と申しますか、もう一方の、市民参画の大事さということについてきちんとうたい上げていく必要があるのではないかと思います。むしろ前文の方では、基金という言葉はほとんど出てこないと思います。つまり相互支援は一方で重要であり、他方できちんと行政に対して提言をしていくものや、きちんとしていくことをきちんとしていかなければいけないと思っています。4番目に、パブリックコメントを出すに当たって、とりあえず事務局の方は市長に水曜日に説明されるようですが、11番の私が書いた施策に入っている内容について、特に疑問を持つ方はこれを書き直してください。つまり、パブリックコメントを市民が読むときに、こういった問題があるのではないかと申すことについて、抜けている問題もあるかもしれません。従ってこの辺については、意見をくださいという意味で書き直してくださいということです。そうすることによって読んだ市民が、基金についてこういうプラスがある、あるいは危惧する点としてこういった問題があるのだということを知りやすくしなくてはいいないのでご協力を願いたいと思います。

この4つ位を前提として、とりあえず8月8日からアップする内容については、構成として基金を入れて出していくという方向にさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。それではそういうかたちの処理をさせていただきたいと思います。

これから先に2つ懸案があります。1つは前文の文章化について、従来のワーキングに限定せずに、条例の起草委員的なかたちで少し自分でチャレンジしてみたいという人は是非手を挙げて名乗り出てほしいと思います。できれば全員に宿題としてやってほしいのですが、なるべく多くの方が参加して、できれば8月20日位までに、まず第1次の案を集めて、それを見ながら私の方で調整をしながら成文化をしていきたいと思っています。9月の委員会の時には私の成文化したものの以

外にも、皆さんが書いたものを一応全部提示して、もう1度考え直すかたちを取ってみたいと思います。基金条例にしなければ前文の中ではもう少しそういう要素を入れていきたいということが第1点です。

それから2番目に、基金については実際の運用も含めてもう少しきちんとした理解が必要ですので、勉強会の機会を何とかつくりたいと思っているわけです。上手い時期にできるかどうか分かりませんが、何とか8月中に事務局と相談して、検討会議プラスアルファという感じ位の、20～30名位の勉強会をできれば持てるようにしたいと思います。出られなかった方は、そこに出た方からもう1度検討会議の時に説明を聞いたり、あるいはそこで配られた資料などを皆で共有できるようにしていきたいと思っています。そういうかたちでよろしいでしょうか。

前文については今日、急な話ですが、1週間位待って誰も手を挙げないようでしたら全員、箇条書きでも良いから書くというかたちにしたいと思っています。半分位の人が手を挙げてくれれば、その方を中心に書くということでも良いと思います。

それから推進委員会に関して、先ほど出たように、一応基金を入れるようなかたちで通しますので、任期については再任は妨げないが2期までとするようなことは追加したいと思います。細かいところはパブリックコメントが済んだ後でも構わないと思いますが、今日は特にこうした方が良いというご意見があれば出していただきたいと思います。任期は2年が良いか1年が良いかということは迷うところがありますが、僕は基金が入ってくると1年位が良いのかなという気がしないでもないですが。

#### 鷲巣委員

基金が採用された場合でしょうけれども、助成の申請を行う場合の委員に、会計士や、弁護士など専門家云々とありますが、それはなくて良いのではないのでしょうか。固定しない方が良いと思います。それはその他市長が適当と認める者の中にも含まれるのではないのでしょうか。

#### 伊藤委員長

条例ではなくて解説文の中に、そういった人たちも含めたかなり専門性の高い委員会を考える必要があるというようなことを入れても良いかもしれません。あまり堅い人ばかり来てしまうと、市民がびびってしまうということもありますし、やはり一般市民も自由に発言でき

なくてはいけないということがあります。

それではそういうかたちで、とりあえず 5 対 4 という本当にぎちぎちのところなので、検討会議として結論を一致して出したというかたちではなくて、やはり非常に迷っているのだというニュアンスを込めてパブリックコメントといいますか、市民の意見を求めるものをつくっていきたいと思います。

閉会

伊藤委員長

今日はどうも暑いところをありがとうございました。